

梅木 加津子 議員



一括質問方式

- ① 新型コロナウイルス感染症対策
- ② 市民文化会館建設事業
- ③ 災害公営住宅
- ④ 学校給食
- ⑤ 河辺学校給食センターのあり方
- ⑥ 学校体制の確認

新型コロナウイルス感染症について

**問** 独自でPCR検査を行っている自治体もあるが、安心して過ごせるようにするため、本市でも実施するつもりはないか。

**答** PCR検査等については、保健所は地域保健法に基づき設置され、保健所が実施する14の事業の中に感染症の予防が含まれ、感染症が

発生すると専門的で広域的な対応が必要となること、また、限りある医療資源を効果的、効率的に運用するためPCR検査や入院等の一連の対応は保健所で実施することとなっております。

現在、県においてPCR検査機の拡充や抗原検査の導入など、検査体制の強化を図っていますので、市独自でPCR検査を行うことは考えておりません。

災害公営住宅について

**問** 入居申込みに連帯保証人が2人、納税証明書、所得証明書が必要など手続きに困っている人もいるが、被災者に対して入居手続きの条件緩和など、温かな対応が必要と考えるがどうか。

**答** 災害公営住宅の入居については、は、収入要件以外は一般の公営住宅の入居と同様、公営住宅法及び大洲市営住宅条例に基づき入居手続きを進めています。

連帯保証人は、大洲市営住宅条例により入居者と同程度以上の収入を有する者を2名お願ひし、状況確認のため所得証明書や納税証明書を提

出していただくことになっていきます。

連帯保証人は市内に居住し、独立した生計を営む者となっておりますが、連帯保証人が確保できない場合もありますので、入居相談の中で個別に対応しており、連帯保証人が1名になる場合や被災者同士、市外在住者の場合でも柔軟に対応しています。

敷金は家賃の減額と併せて現在検討中です。方針が整い次第、関係する方に報告しますので、ご理解とご協力をお願いします。

学校給食について

**問** 大洲市でも学校給食を無償化するつもりはないか。

大洲市学校給食センターは、今後も安定した学校給食が提供できる体制が求められる。調理後2時間以内で可能な限り早く食べることができるよう2時間を超えないことが(株)大洲給食PFIサービスへの要求水準

書で明記されているが、複数の学校で2時間を超えて給食が配送されていた。どのように解決したのか。

**答** 大洲市では、経済的に支払いが困難な保護者には就学援助制度

等により給食費を支援しており、また、無償化には年間1億6,000万円程度要するため、現在のところ無償化を実施する予定はありません。

(株)大洲給食PFIサービスへの要求水準書にある2時間以内の給食の提供は、学校給食法第9条に規定されている学校給食衛生管理基準に、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内給食できるように努めることが規定されています。

2時間を超過した状況については、学校の統廃合や校時の変更、また、水害により学校が移転したことなどにより配送時間の調整ができていなかったことで2時間を超過する学校が7校発生していました。いずれも今年4月より全ての学校で2時間以内に喫食ができるように配送をしております。

なお、学校給食衛生管理基準に規定する2時間以内の喫食は努力義務規定ですが、食中毒の発生を未然に防ぐため引き続き衛生管理基準に基づき安全な給食の提供に努めてまいります。